

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第六二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、フロン類の大气中への放出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収・破壊を義務付ける特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が制定され、フロン類の回収及び破壊が進められているが、これらの機器の廃棄時におけるフロン類の回収率が三割程度で推移していることから、その向上を目指し、業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際におけるフロン類の回収が、より確実に行われるよう所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、当該機器中の部品等の再利用を目的として他の者に譲渡する場合についても、廃棄時と同様に、フロン類の引渡し等の義務がかかることとする。
- 二、建築物等の解体工事の元請業者に対し、フロン類が入ったままの業務用冷凍空調機器が、建築物等の中に設置されていないかを確認し、その結果を工事発注者に説明する義務を課すこととする。
- 三、廃棄される業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類をフロン類回収業者まで引き渡す行程を、

廃棄者等が書面によって把握・管理できるようにする制度を導入することとする。

四、業務用冷凍空調機器を整備する際のフロン類回収については、従来、回収と運搬の技術的基準のみが定められていたが、新たに、回収が必要となった場合の回収業者への委託義務、回収業者による整備時回収量の報告義務等を導入することとする。

五、フロン類回収業者に加え、業務用冷凍空調機器の廃棄者等に対しても、都道府県知事が指導・助言等の措置を講じられることとする。

六、この法律は、平成十九年十月一日から施行する。